

令和7年 第4回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和7年4月21日（月）午前10時00分

2 公示日 令和7年4月11日（金）

3 開催場所 小樽市役所別館4階 第3委員会室

4 出席委員（9名）

会 長	1 1 番	北島	吉治
委 員	2 番	澤田	幸孝
	3 番	浜谷	礼子
	4 番	吉川	孝一
	5 番	木露	正敏
	7 番	佐々木	晴男
	8 番	三國	幸一
	1 0 番	川畑	正美
	1 3 番	長多	誠吉

5 欠席委員	1 番	田口	玲子
	6 番	古里	和夫
	9 番	岩部	利治
	1 4 番	本間	俊一

6 議事日程

< 議案 >

< 報告 >

議案第1号（振興係）

- ・令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）

議案第2号（振興係）

- ・令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）

議案第3号（農地係）

- ・転用許可後の事業計画変更承認申請について

報告第1号（振興係）

- ・青年等就農計画の認定について

報告第2号（農地係）

- ・農地法第3条の3の規定による届出の受理について

<その他>

7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也

振興係長 樋口 博一

農地係長 世戸 幹彦 農地係 林 光佑

8 会議の概要

事務局長	<p>定刻前ですが、皆様お揃いのようなので、令和7年第4回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は13名中9名出席しておりますので、当会は成立していることを御報告いたします。</p> <p>以降の議事の進行は、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、北島会長にお願いします。</p>
議長	<p>これより議事に移りたいと思います。</p> <p>議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に7番佐々木委員、8番三國委員を指名いたします。</p> <p>それでは、「議案第1号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」及び「議案第2号令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」をあわせて上程いたします。内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局 (振興係長)	<p>令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、資料に沿ってご説明いたします。</p> <p>標題は長くなっておりますが、年度当初に設定をいたしました、目標に対する成果、実績報告となるものです。</p> <p>この内容につきましては、農業委員会等に関する法律（農業委員会法）第6条第2項の規定により、農業委員会の審議等の透明化を図り、農業委員会の活動、農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況などについて、広く知っていただくために、当該年度に対する項目等を点検し、北海道を經由、農林水産省に報告するという流れとなっております。</p> <p>それではまず、1ページ目をご覧ください。こちらは、農業委員会の状況ということで、内容記載をしております。</p> <p>年度の当初、令和6年4月1日現在の 状況の記載となります。農業委員の定数、実数を記載し、農家・農地の概要として総</p>

農家数、農業者数 及び 耕地面積等の記載している数値は、直近の農林業センサス（2020年）の数値を記載するよう指示されております。

次に、裏面、2ページ目をご覧ください。こちらは、最適化活動の実施状況として、農地の集積、現状及び課題等を記載し、目標、それに対しての実績等を記載しております。農地面積、〇〇ヘクタールに対するこれまでの集積面〇〇ヘクタールであり、集積率が〇〇パーセントの現状に対して、目標集積面積、新規目標集積面積〇〇ヘクタールをプラスした、〇〇ヘクタール、集積率〇〇パーセントとし、今年度実績としては、新規集積面積〇〇ヘクタール、集積面積累計〇〇ヘクタールになりましたので、今年度末の集積率〇〇パーセント、目標に対する達成の状況については、〇〇パーセントとなり、目標を達成した数値となっております。下段には、遊休農地の発生防止・解消については、記載のとおりで、遊休農地の状況は〇〇で、現状については、農業者の高齢化、後継者不足などにより、今後、遊休農地の増加が懸念される旨、記載をさせていただいております。なお、遊休農地は〇〇としておりますので、目標も〇〇となっております。

次に、3ページ目をご覧ください。引き続き遊休農地の解消等の記載がありますが、現状では先ほど申し上げたとおり、〇〇ですので、記載はございません。

中段よりも下、新規参入の促進についてですが、現状及び課題については、3年から5年の状況、課題については、小樽市の農業の現状を記載しております。目標については直近3年の平均1割以上とされており、3年の平均値を定める数値は前年、全前年と平均数字を用いるため、直近年だと平均数字が〇〇に近い数字となるため、実績のある平成28年度から30年度の平均数字を用いて、その平均の1割の数字を目標としております。

次に裏面をご覧ください。実績については、公表を〇〇ヘクタールとして、今年度の実績数〇〇経営体、その取得面積を記載しております。次に、最適化活動の活動目標、農業委員の人数を記載しております。活動強化月間は例年と同様1回、こちらも昨年度の状況と変動はございません。取組時期等を記載しており、農地パトロールの実績等を記載しております。

続きまして、裏面をご覧ください。こちらは、新規参入相談会等の記載があり、目標として1回の相談会としておりますが、実績としては、開催なく、達成の状況評語として、随時相談を受け、個別に対応しておりますので、その旨を記載させていただいております。一番下の欄、推進委員等の点検・評価につきましては、評語の種類が記載されたもののみですので、目標に対して、

期待どおりの結果が得られたものとの内容で選択をさせていただきました。

次に最後のページとなります。こちらは事務の実施状況について記載しており、農業委員会総会の開催実績について記載しております。総会は8月と10月は総会を開催しておりませんので、10回となり、4月と8月に新規就農者審査等で振興特別委員会を開催しておりますので、その旨記載しております。

次に、農地法第3条に基づく許可事務について〇〇件ございました。また、農地転用に関して、意見を付し、知事への送付の事務の状況については、ございませんでした。違反転用への対応についても、ございませんでした。

以上、第1号議案についての説明を終わらせていただきます。なお、北海道に内容報告、その後農林水産省への提出となりますが、軽微な修正指示につきましては、事務局で対応させていただきたいと考えており、大きな修正がございましたら、次回総会以降に報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。

それでは、議案第1号、議案第2号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。全員賛成ですので、議案第1号、議案第2号は原案の通り決定いたしました。原案の通り決定いたしました。

事務局
(農地係長)

続いて、「議案第3号 転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。内容について、事務局より説明願います。

転用許可後の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。北海道新幹線札幌延伸にかかるトンネル掘削工事が当初の計画よりも遅れています。場所については〇〇丁目の新幹線駅舎予定地の近隣の場所になります。当初の計画では、令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日までと令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日に事業を完了する予定でありましたが、トンネル掘削工事において、想定外の軟岩質による掘削・補強作業、また、土砂処分場の確保に時間を要したことにより遅延が生じている状況であります。進捗につきましては、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在で〇〇mの内〇〇mまで進んでおり、残り〇〇mとなっております。土地の所有者は、〇〇さんもう一つの土地は〇〇さんであり、登記手続き終了後、速やかに登記簿謄本を提出するとのことあります。変更後の事業計画日程については令和〇〇年〇〇月〇〇日となっております。

	<p>承認の基準については、農地法第5条許可と同等の審査基準となります。</p> <p>ア 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。</p> <p>イ 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。</p> <p>ウ 変更後の転用事業により周辺農地等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響と比べて、それと同程度又はそれ以下であると認められること。</p> <p>エ 変更後の転用事業が農地転用許可に係る審査基準により許可相当であると認められるものであること。</p> <p>今回の変更承認申請は、北海道新幹線建設のための必要不可欠な工事であり、転用事業の実現可能性と資金の確保、近隣農地との調和等については問題がございません。</p> <p>以上のことから、本事業計画は事業の実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれがないこと、許可の各要件に合致しておりますので、計画変更の承認について、ご審議の程よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明がございました件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら願います。</p> <p>それでは、議案第3号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。全員賛成ですので、議案第3号は原案の通り決定いたしました。</p> <p>続いて、「報告第1号 青年等就農計画の認定について」を上程いたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局 (振興係長)</p>	<p>青年等就農計画の認定につきまして、報告をいたします</p> <p>昨年の〇〇月〇〇日に本総会にて審議されました、新規就農者として、承認されております〇〇氏から、小樽市長への申請となります、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、青年等就農計画認定申請がありました。認定に係る審査につきまして、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし合わせ、また全ての関係機関から基準について適当である旨の審査結果を得ましたので、同、促進法同項に基づきまして、計画の認定、併せて、青年等就農計画認定書として認定書の交付を行いましたので、報告いたします。</p> <p>以上になります。</p>

議 長	<p>ただ今、説明がございました件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、「報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を上程いたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局 (農地係長)	<p>農地法第3条の3の規定による届出が令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで、〇〇件〇〇筆ございました。提出がありました土地の所在は記載のとおりでございます。農地の取得につきましては農業委員会の許可が必要ですが、相続・遺贈等による農地の権利取得は許可が必要ありません。</p> <p>内容につきましては、〇〇件とも個人の相続によるものです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p> <p>以上で、本日の審議事項は終了しました。</p> <p>その他、委員の皆様から何かありますか？</p> <p>事務局から何かありますか？</p>
事務局長	<p>次回の委員会は、5月27日(火)、場所は、別館4階第3委員会室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(午前10時40分閉会)</p>

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。